

原町浪江線並びに浪江三春線改良促進期成同盟会規約

(名称)

第1条 本会は、原町浪江線並びに浪江三春線改良促進期成同盟会と称し、事務局を南相馬市役所におく。

(目的)

第2条 本会は、相双地域と郡山市を結ぶ幹線道路の整備を図ることを目的とし、主要地方道原町浪江線並びに浪江三春線改良工事の早期完成の促進を図る。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 原町浪江線並びに浪江三春線の改良工事の促進のための陳情及び促進に関する運動。

(組織)

第4条 本会は、別表に定める団体の長をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統轄し会議の議長となる

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会務並びに会計を監査する。

(顧問及び参与)

第7条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、予算、決算、事業計画、その他重要な事項を審議する。

3 役員会は、本会の運営上必要な事項及び総会に付議すべき議案を審議する。

(会計)

第9条 本会の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和60年11月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月3日から施行する。

別表（構成団体・18団体）

市町村	市町村議会
郡山市	郡山市議会
三春町	三春町議会
田村市	田村市議会
浪江町	浪江町議会
葛尾村	葛尾村議会
相馬市	相馬市議会
新地町	新地町議会
飯舘村	飯舘村議会
南相馬市	南相馬市議会

